

第 8 8 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 1 2 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 2 9
条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 0 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用に
ついては、第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 5」とあるのは「1 0
0 分の 1 2 0」と、同項ただし書中「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは
「1 0 0 分の 1 0 5」と、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 5」とある
のは「1 0 0 分の 1 2 0」と、「1 0 0 分の 7 0」とあるのは「1 0
0 分の 6 5」と、「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0
5」と、「1 0 0 分の 5 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 2 . 5」
と、「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 0 を」と、「1
0 0 分の 7 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 2 . 5 を」と、第 3 0 条
第 2 項中「1 0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1
0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 5」と、同条第 3 項中「1
0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の 3 7 .
5」とあるのは「1 0 0 分の 3 2 . 5」と、「1 0 0 分の 9 5」とあ
るのは「1 0 0 分の 8 5」と、「1 0 0 分の 4 5」とあるのは「1 0
0 分の 4 0」とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、区長は、この条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第12項の規定による読替え前の改正後の条例第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	改正後の条例付則第12項の規定による読替え後の改正後の条例第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
改正後の条例付則第12項の規定による読替え前の改正後の条例第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	改正後の条例付則第12項の規定による読替え後の改正後の条例第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（提案理由）

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する特例を定める必要がある
ので、この条例案を提出いたします。